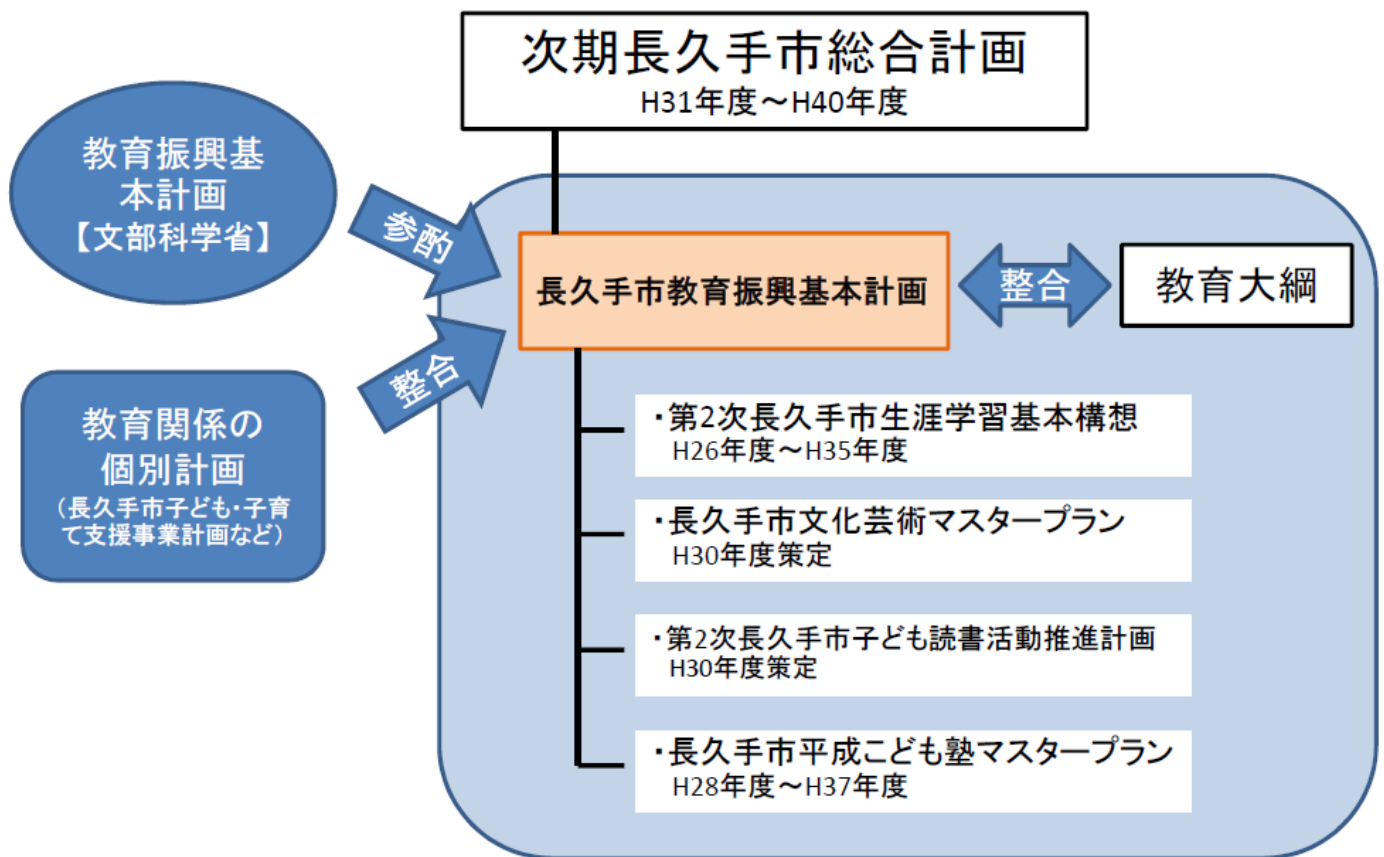


長久手市教育振興基本計画

■計画の根拠法令

教育基本法第17条第2項に基づく、教育の振興のための施策に関する基本的な計画
「地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」

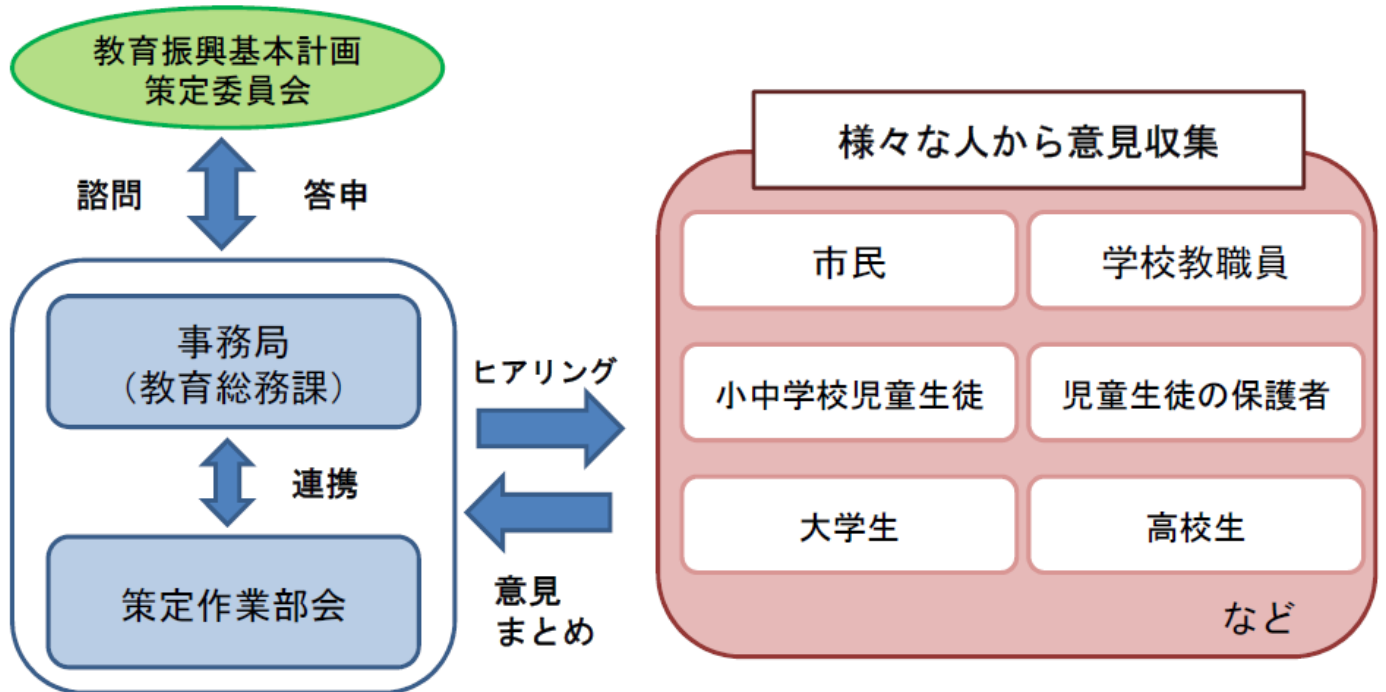
■計画の位置づけ



■計画の期間について

平成31年度から10年間。

■ 計画策定の仕組み・態勢



■ 平成30年度スケジュール

実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
[アンケート]		小中学校児童生徒及びその保護者へのアンケート	市民アンケート	6月22日 配付	アンケート分析	7月4日 配付	アンケート分析					
[ヒアリング]		5月12~27日 市民ヒアリング			8月9日	愛知県立大学生へヒアリング						
[作業部会]		5月31日 第2回			8月9日 第3回	9月18日 第4回	10月中旬 第5回		11月以降 第6回~			
[策定委員会]						10月下旬 第3回			12月上旬 第4回			3月中旬 第5回
[パブリックコメント]												パブリックコメント実施
[計画書進捗]	策定委員会協議等を踏まえ、計画案を順次取りまとめ											意見反映~計画策定完了
						○ 計画中間案作成						